



全国労働衛生週間中に産業医による労働衛生、健康に関する講演会などを開催するところも多いと思います。この「産業医」という言葉は、昭和初期から学術関係者が使用していたようですが、法令に初めて登場したのは、昭和 47 年施行の労働安全衛生法です。

産業医のもとになる制度は、明治の官営工場に見ることができます。明治 5 年フランス人技師を招いて設立した官営富岡製糸場（国宝・世界文化遺産：群馬県富岡市）には、当初から診療所が設けられ、フランス人医師が外国人技師、その家族に限らず、日本人職員の健康管理、治療も行い、治療費、薬代も工場が負担していました。

現存する診療所は、昭和 15 年に建てられた 3 代目の建物で、診療所には診察室、看護婦室など、南側の病室には和室が 5 部屋あり、体調が悪く仕事を休む職원은、寄宿舎の自室で休むことなく、この病室で過ごしました。

当時の様子は、明治 6 年に長野県松代から伝習工女として働いた、和田英（旧姓横田）が「富岡日記」に残しています。

その後、工場法（明治 44 年）に基づく「工場危害予防及び衛生規則」が昭和 13 年に改正されて、「工場医」の名で労働者 500 以上の工場に選任義務、労働基準法（昭和 22 年）では「医師である衛生管理者」の名で労働者 30 人以上の製造業、50 人以上のその他業種に選任義務付、労働安全衛生法（昭和 47 年）では「産業医」の名で労働者 50 人以上の全業種に選任義務となりました。



産業医は、その後の法令改正で、①独立性・中立性の強化、②権限・情報提供の充実・強化、③衛生委員会等との関係の強化などにより、健康診断や職場巡視だけでなく、長時間労働対策、メンタルヘルス対策、治療と就業の両立支援など、働き方そのものに関わる役割も担うようになり、健康で活力ある職場づくりに大きく貢献しています。



【官営富岡製糸場 東繭倉庫】



【診療所】



【病室】

